

お客様各位

平成29年3月1日

日増しに暖かになり、春の気配を感じるこの頃ですが、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の3点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 平成29年度税制改正について
3. コラム～「働き方改革とプレミアムフライデー」

1. 今月の事務

前月号でもお伝えしましたが、平成28年分の所得税・個人住民税の確定申告の受付期間は3月15日までです。給与所得者であっても、昨年末に年末調整を受けなかった人、28年中の年収が2千万円を超える人、給与以外の所得の合計が20万円を超える人、2か所以上の会社から給与の支払いを受けている人などは確定申告が必要です。

そして、3月は異動の時期でありその準備が必要になります。社員の配置転換や転勤、退職など異動に伴う諸手続きを前もって確認し、ミスやモレがないようにしましょう。

同一職場内の異動の場合は、特に法定の手続きは必要ありませんが、住所地が変わる転勤が生じた場合は、様々な法定の手続きが発生します。たとえば、社会保険の資格喪失と取得の手続き（本社等で健康保険と厚生年金保険の事務を一括して行なっている場合は不要）、雇用保険の「転勤届」の提出、「扶養控除等（異動）申告書」の提出先の変更、「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の旧住所地への通知などです。社内事務としては、通勤手当や住宅手当の精算、貸与物品の返還、赴任先への勤務状況の連絡などがあります。

また、社員の家族に異動（進入学、卒業、就職、結婚等）が予定される場合は異動届の提出を社員に伝え、この異動届をもとに家族手当等の変更、源泉徴収税額表の適用欄の変更等の手続きや、必要に応じて祝金等を支給することになります。

2. 平成29年度税制改正について

先日お伝えした配偶者控除・配偶者特別控除の見直しの続報です。配偶者の就業調整の要因となっている103万円の壁を取り払うことを目的に、配偶者特別控除について、配偶者控除と同じ38万円控除可能な配偶者である妻（夫）の所得の上限を85万円まで引き上げる措置などが講じられる一方、配偶者控除を適用する者である夫（妻）に関して所得制限を設け、所得1,000万円超は不適用とされ、900万円超1,000万円以下の範囲で控除額を逡減させる仕組みを導入します。

つまり、900万円以下は現在と同じく38万円、900万円超950万円以下は26万円、950万円超1,000万円以下は13万円と逡減し、この所得金額によって控除額が異なることに伴い、源泉徴収制度も大幅な見直しが行われます。これは、来年から適用されます。

その他の改正として、相続税を計算する際の非上場株式の評価方法のうち、類似業種比準方式が大きく見直されます。評価の際に使用する上場会社の配当、利益、簿価純資産の金額を、個別財務諸表に基づくものから、連結財務諸表のものへと変更する予定です。

同方式は類似業種の上場会社の株価を参考に算出しますが、一般的に個別の金額よりも連結の金額の方が高額であるため、非上場株式の評価額が従前よりも低下する可能性が高くなり、納税者にとっては朗報と考えられます。

3. コラム～「働き方改革とプレミアムフライデー」

月末の金曜日の退社時刻を繰り上げて、買物や家族との夕食、観光などのための時間を生み出す「プレミアムフライデー」が2月から始まりました。

このプレミアムフライデーは経済産業省が消費喚起を目的に提唱したもので、本来は働き方改革とは別の狙いで実施されたものですが、労働時間の短縮に繋がることに違いはなく、政府が目指す働き方改革の一環と考えていいのではないのでしょうか。

働き方改革の狙いは労働生産性の向上にあり、我が国の平成 27 年の時間当たり労働生産性(就業 1 時間当たり名目付加価値)は、従来に比べて上昇しているのですが、OECD 加盟 35 カ国中 19 位と、更に、1 人当たり労働生産性(就業者 1 人当たり名目付加価値)では、同加盟 35 カ国中 22 位と実は高くないのです。

労働生産性を上げるには、その算式である「付加価値÷労働時間」の労働時間短縮が盛んに提唱されていますが、実は如何に付加価値を下げずに労働時間を減らすかが重要と私は考えています。

これを実現するためには、業務の見直しを行い、価値のない業務や重複を洗い出して、業務分担を変えていく必要があります。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>